

東京都産業労働局

トップ > 東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金について

産業労働局の主な分野
中小企業支援
観光
農林水産
雇用就業

東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金について

令和2年4月28日

東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを「いのちを守るSTAY HOME週間」において、徹底的に低減するため、自主的に休業する理美容事業者に対し、給付金を支給いたします。

1 対象者

東京都内に事業所がある理容業や美容業を営む中小企業及び個人事業主

2 対象要件

令和2年4月30日(木曜日)から同年5月6日(水曜日)までの間、自主的に休業を実施すること

3 給付額

15万円(2店舗以上有する事業者は30万円)

4 受付期間

令和2年5月7日(木曜日)から同年6月15日(月曜日)まで(予定)

5 申請受付(予定)

専用ホームページ(※)からのWEB申請又は郵送で実施する予定です。

※https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/index.html 5月7日(木曜日)稼働予定

6 その他

詳細につきましては、5月7日(木曜日)に募集要項を公表し、上記専用ホームページを開設いたしますので、そちらをご覧ください。

実施概要 (178.7KB) 🛂



お問い合わせ

「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」

開設時間 9時~19時(土日祝日を含む毎日)

電話番号 03-5388-0567

ページトップへ戻る

東京都立産業貿易センター 台東館 浜松町館 Industrial Trade Center







東京都庁 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話: 03-5321-1111 (代表)

Copyright © 2016 Bureau of Industrial and Labor Affairs, Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.